

## 工業用水道事業における現状と課題、対応方針について

### 1 工業用水道事業の現状

#### (1) 料金制度

- ・工業用水道事業者は、受水事業所との基本使用水量（以下「契約水量」）を前提に施設規模を決定し、工業用水道施設を建設しているため、全国の多くの事業者は、建設投下資金を含めて事業運営に必要な経費を料金で回収する必要があることから、受水事業所が実際に使用した実給水量ではなく、契約水量に基づき料金を回収する「責任水量制」を採用している。
- ・当企業団の料金制度は、受水事業所からの要望に定めるため、平成21年度にそれまでの単一料金による責任水量制から、契約水量に応じた基本料金と使用水量に応じた使用料金を徴収する二部料金制へ制度変更を行った。

※ 二部料金制の導入 243事業中 31事業（平成30年4月1日時点）

#### (2) 経営戦略 2020-2029

- ・平成28年度料金改定以降も、毎年度約20億円の黒字を計上していることから、令和2年度からの経営戦略2020-2029において、料金改定の実施と契約水量のあり方の検討を行うこと、施設や管路についてのダウンサイジングによる更新計画などを決定。

### 2 契約水量における課題

#### (1) 実給水率の低下

- ・平成30年度実績で実給水率55.9%（全国平均72.0%）、427社中248社が50%未満。  
※実給水率＝実際の使用水量÷契約水量×100
- ・実給水率が低い大口受水事業所（契約水量が日量1万m<sup>3</sup>以上）からの契約水量の減量要望に対処せず、当該事業所が事業を廃止・撤退した場合には、経営基盤に大きな影響を与える。

#### (2) 今後の施設規模と契約水量の整合性

- ・経営戦略2020-2029における施設更新は、実給水量（日最大）ベースで32万m<sup>3</sup>/日としているが、現在の契約水量46万m<sup>3</sup>/日との間には差が生じており、施設整備計画にあわせた契約水量の見直しが必要となっている。

#### (3) 減量実施による料金収入の減少が経営にマイナス

- ・これまでの減量は、水利権の減価償却終了などの費用の減少を見込んで実施してきたが、今後は、大幅な費用の減少が見込めない一方、更新事業による企業債利息や減価償却費の増加が想定されるため、減量の実施による料金収入の減少が、直接経営に影響を与える。

### 3 課題への対応方針について

#### (1) 新たな減量制度の検討

- ・実給水率の改善を図るため、契約水量の減量を実施するとともに、減量を希望しない受水事業所の急激な負担の増加を抑制する制度について、受水事業所のご意見を聞きながら検討を進める。

#### (2) 料金改定の実施

- ・新たな減量制度の実施を前提に、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までを料金算定期間とし、総括原価方式により料金算定（算定期間中の収支は均衡）を行い、必要な改定を実施する。

#### (3) スケジュール

- ・令和2年11月定例会で審議予定。

# 工業用水道事業における課題と対応について (参考資料)

# 企業団の料金制度について

## 二部料金制

### 基本料金

固定費部分  
〔減価償却費、支払利息等〕

契約水量に基づき料金を徴収

### 使用料金

変動費部分  
〔動力費、薬品費〕

使用水量に応じて料金を徴収

<料金算定例>

- ・契約水量 20,000 m<sup>3</sup>/日
- ・使用水量 180,000 m<sup>3</sup>/月

の受水事業所における1月分（30日）の工業用水道料金

$$\begin{aligned} 1 \text{ 基本料金} &= \text{契約水量} \times \text{基本料金} \times 30\text{日} \\ &= 20,000 \times 32.4\text{円} \times 30\text{日} \\ &= 19,440,000\text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} 2 \text{ 使用料金} &= \text{使用水量} \times \text{使用料金} \\ &= 180,000 \times 10.4\text{円} \\ &= 1,872,000\text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \underline{\text{1ヶ月の料金}} &= 1 + 2 \\ &= 19,440,000\text{円} + 1,872,000\text{円} \\ &= \underline{\underline{21,312,000\text{円 (税抜)}}} \end{aligned}$$

# 大阪広域水道企業団 経営戦略2020-2029

施策の方向性④ さらなる経営改革に取り組み、持続可能な経営基盤を構築します

【持続】

## 1. 事業運営の効率化

### 取組方針

- ◆ 効率的な事業運営に努め、経営基盤を強化する。
- ◆ 安定給水と健全経営を維持しつつ、適正な料金水準・制度を追求する。

### (3) 適正な料金水準の検討 アクション4-3

健全経営を維持しつつ、適正な料金水準・制度を追求する。

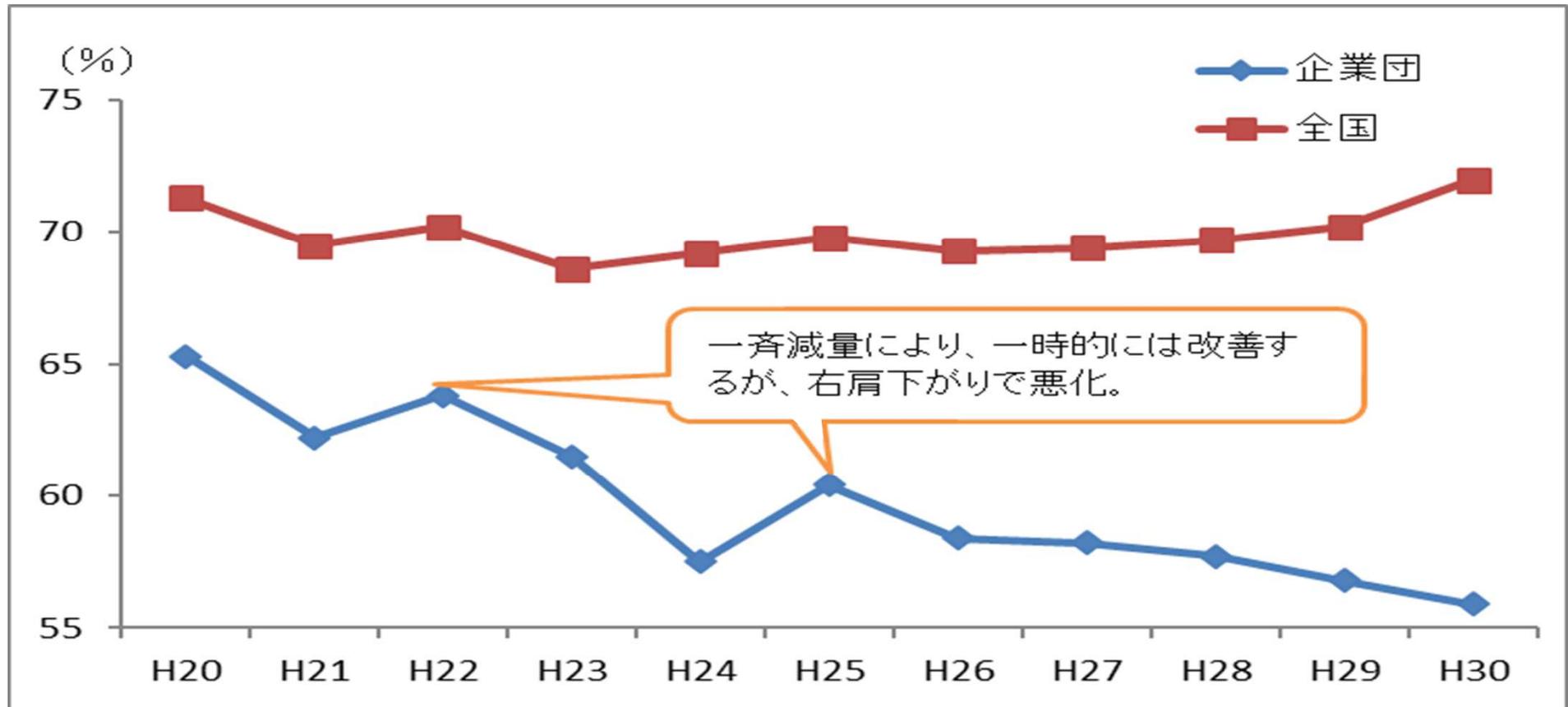
#### 【工業用水道事業】

直近の経営状況を踏まえ、適正な料金水準や料金制度の検討を行い、料金改定を実施する。  
また、受水事業所の工業用水の使用状況などを勘案し、基本使用水量のあり方についての検討を行う。

アクション4-3		適正な料金水準の検討				
内 容	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 11
③【工業用水道事業】 料金改定の実施及び基本使用水量のあり方の検討	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     料金改定及び検討結果の反映                 </div>					



## 実給水率の推移



※グラフ中の実給水率については、一日平均配水量 (m<sup>3</sup>) を年度末の契約水量 (m<sup>3</sup>/日) で除して算出。  
(数値は、地方公営企業年鑑 (総務省) より)

## 令和元年度の契約水量等

実給水率	事業所数	契約水量 (m <sup>3</sup> /日)	基本水量 (m <sup>3</sup> /年)	実使用水量 (m <sup>3</sup> /年)	給水料金	
					年間 (百万円)	m <sup>3</sup> 当たり (円)
70%以上	97	183,300	67,079,260	57,949,046	3,042	52.5
60%以上70%未満	37	41,797	15,295,452	10,284,917	613	59.6
50%以上60%未満	45	48,013	17,569,086	9,306,809	671	72.1
40%以上50%未満	62	33,936	12,420,576	5,702,885	468	82.1
30%以上40%未満	36	11,862	4,323,742	1,457,814	158	108.4
20%以上30%未満	54	44,114	16,145,724	3,788,114	565	149.2
10%以上20%未満	55	62,555	22,749,875	3,328,161	772	232.0
10%未満	41	34,421	12,465,561	489,460	409	836.0
合計	427	459,998	168,049,276	92,307,206	6,699	72.6

## 減量・廃止負担金制度

受水事業所の移転・撤退による工業用水の廃止や契約水量の減量は、事業運営に大きな影響を与えるため、廃止等による料金収入の減少分が他の受水事業所の負担とならないよう、平成21年度に減量・廃止負担金制度を創設しました。  
ただし、契約水量の減量時期や総量については企業長が定めるものとしており、常時受け付けているものではありません。

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程 第20条

- 1 減量負担金 = 減量する契約水量 × 負担金単価
- 2 廃止負担金 = (契約水量 - 100 m<sup>3</sup>) × 負担金単価

<負担金単価>

決算書の企業債明細書の未償還残高 ÷ 廃止前の大阪府水道企業条例に定める1日最大給水量に相当する水量

令和2年6月1日～令和3年5月31日の負担金単価 = 13,994,027,004円 ÷ 800,000 m<sup>3</sup> = 17,492円/m<sup>3</sup>

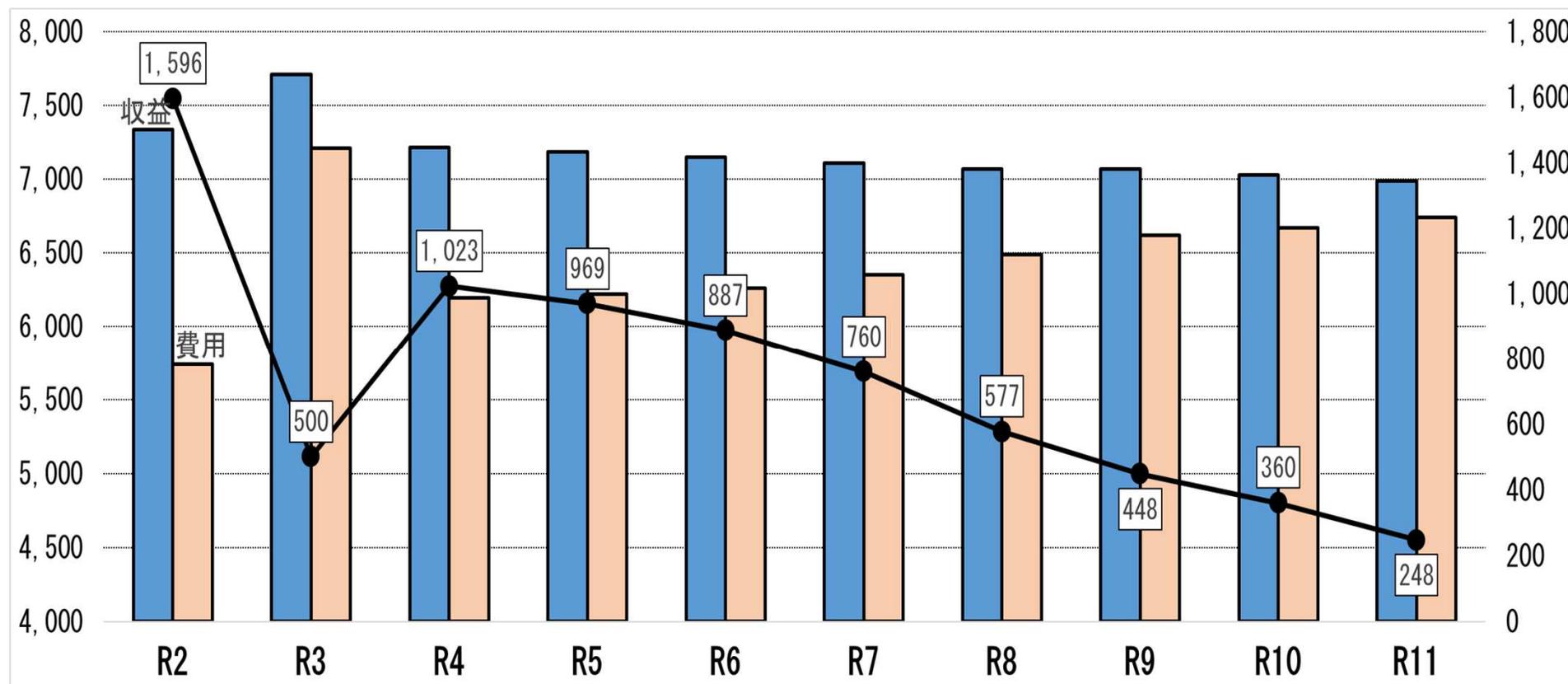
※毎年6月1日に改定

<直近の減量実績（平成25年度）>

対象	減量募集水量 (m <sup>3</sup> /日)	減量希望水量 (m <sup>3</sup> /日)	減量実施水量 (m <sup>3</sup> /日)	減量実施 事業所数
全受水事業所	30,000	135,576	29,717	72/443

## 経営戦略2020-2029の収支と単年度損益の見込

(令和2年度から令和11年度)



## 水道用水供給料金の軽減の実施について

### 1 目的

- ・新型コロナウイルス感染症が、住民生活と地域経済に大きな影響を及ぼしている中、構成団体では、様々な施策を講じているところであり、また、経営や資金確保の厳しさが増す状況にある。
- ・このような状況や構成団体からの要望を踏まえ、大阪府内の7割以上の水道水を担う広域事業体として、府内各水道事業の経営安定化に寄与することを目的とする。

### 2 軽減額及び軽減対象期間

軽 減 額	10円 / m <sup>3</sup> (72円/m <sup>3</sup> → 62円/m <sup>3</sup> )
軽 減 期 間	4か月 (令和2年4月～7月検針分)
軽 減 総 額	約17億円 (見込)

※ 508,962千m<sup>3</sup> (令和元年度給水実績) ÷ 12月 × 10円 × 4ヶ月 = 約17億円

### 3 財源

- ・令和元年度決算の単年度損益約53億円 (経営戦略との差額 (上振れ) 約34億円) のうち、約17億円を水道用水供給料金の軽減に活用。

単年度損益	決 算 (令和元年度)	約 53 億円
	経 営 戦 略 (令和元年度計画)	約 19 億円
	差 額 (上振れ)	約 34 億円
	料 金 軽 減 に 活 用	約 17 億円

### 4 その他

- ・本件軽減措置については、水道用水供給条例第13条 (給水料金等の減免「天災その他の特別の理由があると認めるとき」) の規定に基づき実施。

(写)

企 経 第 133 号  
令和 2 年 7 月 1 日

大阪広域水道企業団  
構成団体 市町村長 様

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

### 水道用水供給料金の軽減の実施について

大阪広域水道企業団の運営に、平素から格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、下記のとおり新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、水道用水供給料金の軽減措置を実施することといたしましたので、お知らせします。

この軽減措置については、皆様方から多くのご要望とご意見をいただき、これまで運営協議会で協議を行ってきたところですが、令和元年度決算の状況を踏まえ、この軽減措置を実施しても経営の健全性を確保できるとともに、この緊急時に迅速な対応が必要であるとの認識で判断したものでございます。

なお、いただいたご意見における今後の課題等については、運営協議会で議論を進めるよう指示したところです。

ご理解のほどよろしく申し上げます。

### 記

#### 1 目的

新型コロナウイルス感染症が、住民生活と地域経済に大きな影響を及ぼしている中、構成団体では、様々な施策を講じているところであり、また、経営や資金確保の厳しさが増す状況にある。

このような状況や構成団体からの要望を踏まえ、大阪府内の7割以上の水道水を担う広域事業体として、府内各水道事業の経営安定化に寄与することを目的とする。

#### 2 軽減額

1立方メートルにつき10円（72円/m<sup>3</sup>から62円/m<sup>3</sup>へ軽減）

#### 3 軽減対象期間

4か月（令和2年4月から令和2年7月検針分。令和2年4月に遡及して、軽減額を算定し、企業団から各水道事業会計に振込）

#### 4 財源

令和元年度決算の単年度損益約53億円（経営戦略との差額（上振れ）約34億円）のうち、約17億円を水道用水供給料金の軽減に活用。

#### 5 実施の公表時期

7月1日（水）

なお、7月10日（金）開催の大阪広域水道企業団議会議員全員協議会で報告予定。

#### 6 その他

本件軽減措置については、水道用水供給条例第13条（給水料金等の減免「天災その他の特別の理由があると認めるとき」）の規定に基づき実施。

なお、必要な手続等は、別途通知する。

## 企業団の水道事業における水道料金の減免の実施について

## ■経過

- ・新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、本年5月以降、一部の統合元団体から、当該団体の財源負担による水道料金の減免実施の意向が示されたことを受けて、水道事業ごとに減免の実施を決定してきた。
- ・また、統合元9団体から、企業団の会計内で減免措置を実施するよう要望があったことを踏まえ、水道事業の経営に大きな影響を与えない範囲で減免を実施することとし、財源として、「水道用水供給料金の軽減の実施に伴う軽減額」及び「各水道事業の令和元年度決算と経営戦略における単年度損益の差額（上振れ）」を活用するとともに、減免の実施に必要な料金システムの改修費には、「水道事業統合促進基金※」を活用することとした。
- ・減免の実施に当たっては、統合元団体と個別に協議し、減免の内容、期間、財源の負担者等について、各団体の意向を踏まえて決定した。

## ※水道事業統合促進基金の概要

- ・水道用水供給事業の未処分利益剰余金の一部（有収水量1 m<sup>3</sup>当たり0.3円）を積立
- ・積立額は、水道事業における施設整備及び事務運営上の財源として取り崩して使用
- ・平成29年度決算の未処分利益剰余金から積立を開始

## ■実施内容

水道事業名	減免の内容	期間	減免総額※ (見込額)
泉南	基本料金 50%減額	6か月	約8,300万円
四條畷	基本料金 全額免除	2か月	約5,400万円
阪南	基本料金（営業用・会社用（官公署は除く。）） 全額免除 基本料金（家事用） 50%減額	3か月	約4,100万円
豊能	基本料金（一般用） 全額免除	4か月	約4,200万円
忠岡	基本料金（一般専用・共用） 全額免除	6か月	約4,200万円
田尻	基本料金 全額免除	10か月	約3,900万円
岬	基本料金（一般用（家事専用）） 50%減額	12か月	約4,100万円
太子	基本料金（一般用） 全額免除	10か月	約2,200万円
千早赤阪	基本料金（一般用・業務用） 全額免除	6か月	約1,000万円

※減免の実施に必要な料金システム改修費は含まない。

## ■その他

- ・本件減免措置については、水道事業給水条例第44条（料金等の減免「公益上その他特別の理由があると認めるとき」）の規定に基づき実施。